

窓口	戸籍住民課(1階)	054-221-1061
(10)	<p>【備考】届出の種類や状況により、持ち物や届出書類の記載方法が異なりますので、事前に戸籍住民課の10番窓口にお問い合わせください。</p> <p>【持ち物】<input type="checkbox"/>マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方） ※カード交付時に設定した数字4桁の暗証番号が必要となります。（顔認証マイナンバーカードを除く。） ※氏名変更後も署名用電子証明書（6桁以上16桁以下の暗証番号）を引き続き使用する場合は、原則ご本人による手続きが必要となります。 <input type="checkbox"/>来庁者の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）</p>	
【その他】 ●パスポートの氏名や本籍地都道府県に変更がある場合 「訂正新規申請」または「残存有効期間同一旅券申請」により、パスポートを戸籍どおりの内容にしていただく必要があります。詳しくは、1番窓口にお問い合わせください。		
窓口	保険年金課(1階)	保険第1・第2係 054-221-1070 国民年金係 054-221-1065
(7) (8)	<p>【備考】マイナ保険証をお持ちの方には氏名変更後の「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付します。 また、お持ちの場合は「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「特定疾患療養受療証」も差し替えますのでご持参ください。</p> <p>【持ち物】<input type="checkbox"/>本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど） <input type="checkbox"/>氏名を変更した加入者の国民健康保険証またはお持ちの方は資格確認書（世帯主が変更となった場合は、世帯全員分） <input type="checkbox"/>限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） <input type="checkbox"/>特定疾患療養受療証（お持ちの方） <input type="checkbox"/>委任状（代理人の場合、本人が記載した委任状が必要となります。）</p>	
(9)	後期高齢者医療制度の加入者の氏名が変更になった場合	マイナ保険証をお持ちの方には氏名変更後の「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方に「資格確認書」を後日郵送します。 (※令和7年8月の旧保険証有効期限切れによる一斉更新までは、経過措置としてマイナ保険証をお持ちの方に「資格確認書」を交付します)
(6)	厚生年金加入者の被扶養配偶者で、60歳未満の方が離婚した場合	<p>【備考】厚生年金加入者の被扶養配偶者になっていた方は、国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への変更手続きが必要です。</p> <p>【持ち物】<input type="checkbox"/>基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書）またはマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/>本人確認書類（運転免許証など） <input type="checkbox"/>被扶養配偶者としての認定を除外された年月日がわかる証明書（「健康保険等脱退連絡票」など）</p>
<p>【年金加入者】 ●国民年金加入者の氏名が変更になった場合</p>		戸籍住民課で戸籍の届出をすることにより国民年金の氏名も変更されます。 ※厚生年金の加入者（第2号被保険者）と、その被扶養配偶者（第3号被保険者）は、勤務先に届け出してください。
<p>【年金受給者】 ●老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金などの受給者の氏名が変更になった場合</p> <p>【障害基礎年金受給者】 ●加算金額の対象者となっている子の氏名が変更になった場合</p> <p>【遺族基礎年金受給者】 ●加算金額の対象者となっている子の氏名が変更になった場合</p>		<p>年金事務所へ氏名変更の届出が必要な方と不要な方がいます。 基礎年金番号をご用意の上、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。 ねんきんダイヤル：0570-05-1165 (050から始まる電話の方は、03-6700-1165) ※共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問い合わせください。</p> <p>障害基礎年金を受給している方は、お手続きが必要となる場合があります。 静岡年金事務所（054-203-3707）にお問い合わせください。</p> <p>遺族基礎年金を受給している方は、お手続きが必要となる場合があります。 静岡年金事務所（054-203-3707）にお問い合わせください。</p>
窓口	市民税課(2階)	軽自・諸税係 054-221-1218
(24)	原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が氏名変更した場合	<p>【備考】特に届出の必要はありません。 新しいお名前での標識交付証明書が必要な場合は再発行の手続きを行って下さい。</p> <p>【持ち物】<input type="checkbox"/>標識交付証明書（残っている場合） <input type="checkbox"/>窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）</p>
【その他】原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問い合わせについては下記にお願いします。		
バイク（125cc超～）と普通自動車		静岡運輸支局検査登録担当 (050-5540-2050)
軽三輪・軽四輪車（660ccまで）		軽自動車検査協会静岡事務所 (050-3816-1776)

窓口	高齢介護課（2階）	介護保険 第1、第2係 054-221-1180
(10)	介護保険被保険者(65歳以上の方、2号被保険者の方)の氏名が変更になった場合	【持ち物】 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証（窓口にお持ちいただかなくても手続きできます） <input type="checkbox"/> 負担割合証・負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証(お持ちの方のみ)
(11)	外国人高齢者福祉手当を受けている人の氏名が変更になった場合	【備考】 手続きが必要ですので、【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】へご連絡ください。
窓口	子育て支援課（2階）	給付係 054-221-1093 入園係 054-221-1095
④	児童手当の受給者・児童の氏名が変更になった場合	【届出人】 受給者 受給者が氏名変更の場合 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 新しい氏名の受給者名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの（通帳など） <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証等） 児童が氏名変更の場合 持ち物なし
	婚姻や離婚により児童手当受給者の配偶者が児童を監護養育するようになった場合	【届出人】 子の監護養育者 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 監護養育者名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの（通帳など） <input type="checkbox"/> 監護養育者の加入医療保険情報がわかるもの（コピー可） <input type="checkbox"/> 窓口に来る方の身元確認書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 監護養育者のマイナンバー確認に必要な書類（マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> 委任状（代理人が届出をする場合、監護養育者が記載した委任状が必要です。） ※委任状の書式は静岡市ホームページからダウンロードできます
	婚姻や離婚により児童手当又は児童扶養手当の受給者が児童を監護養育しなくなった場合	【備考】 監護養育者の配偶者及び市外で別居の児童もマイナンバーの記載が必要です。
	婚姻や縁組等により、児童扶養手当受給者・対象児童の氏名が変更になった場合	【届出人】 受給者 【備考】 給付係へ届け出てください。持ち物はありません。
	婚姻や縁組等によらず、児童扶養手当受給者・対象児童の氏名が変更になった場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 【備考】 事情により異なりますので、子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	ひとり親家庭等医療費助成金の受給者・対象児童の氏名が変更になった場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成受給者証 【備考】 事情により異なりますので、子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	婚姻や縁組等により母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人・連帯借受人・連帯保証人の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人 【備考】 給付係へ届け出てください。持ち物はありません。
	離婚し、母子家庭となった場合	【届出人】 本人 【備考】 事情により異なりますので、子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	離婚し、父子家庭となった場合	【届出人】 本人 【備考】 事情により異なりますので、子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	①子ども医療費受給者証を持っている子ども又はその保護者の氏名が変更になった場合 ②婚姻・離婚により、子ども医療費助成制度における保護者が変更になった場合 ③子どもの加入している医療保険に変更があった場合	【届出人】 ①②③ともに保護者が届け出てください。 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 子どもの加入医療保険情報がわかるもの（コピー可） <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証
⑤	こども園・保育園等に通園(申込)している児童の親が婚姻または離婚した場合	【届出人】 保護者 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 支給認定証 【備考】 変更届を提出していただきます。 婚姻の際、新たに世帯に入られた父母のマイナンバー申告が必要となります。
	こども園・保育園等に通園(申込)している児童・父母・同居家族の氏名が変更になった場合	【届出人】 保護者 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 支給認定証 【備考】 変更届を提出していただきます。

窓口	障害者支援課（2階）	6番 054-221-1099 7・8番 054-221-1589
⑥	身体障害者手帳をお持ちの方の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳
	療育手帳をお持ちの方の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 療育手帳
	重度心身障害者医療費助成金を受けている方（身体・知的）の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人、家族、親族 <input type="checkbox"/> 受給者証（精神障害者分は除く） 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 氏名が変更されている預金通帳 <input type="checkbox"/> 氏名が変更されている健康保険の資格情報がわかるもの（マイナポータル資格情報画面、資格確認書、健康保険証等）
	自立支援医療（更生医療）を受けている方が氏名を変更した場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（更生医療）
	心身障害者扶養共済制度に加入している方の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 加入証書 <input type="checkbox"/> 戸籍一部事項証明（戸籍抄本）
	特別児童扶養手当 重度心身障害児扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受けている方の氏名が変更になった場合	【備考】 特別児童扶養手当の受給者の場合 ※内容によって持参していただくものが異なりますので、区障害者支援課へお問い合わせください。 【持ち物】 特別児童扶養手当以外の手当受給者 <input type="checkbox"/> 新しい氏名名義の口座がわかるもの
	障害福祉サービスを受けている方の氏名が変更になった場合	【届出人】 受給者、家族、またはその依頼を受けた方 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証 【持ち物】 ※ 氏名の変更に加えて世帯構成に変更が生じる場合、障害福祉サービスの認定が変更になることがありますので、区障害者支援課へお問い合わせください。
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の氏名を変更した場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳
	自立支援医療（精神通院）を受けている方が氏名を変更した場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（精神通院）
	重度心身障害者医療費助成金受給者証（精神）をお持ちの方の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人、家族、親族 <input type="checkbox"/> 受給者証（精神障害者分に限る） 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 氏名が変更されている預金通帳 <input type="checkbox"/> 氏名が変更されている健康保険の資格情報がわかるもの（マイナポータル資格情報画面、資格確認書等）

### お客様サービス課（2階） (水道・下水道)

上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132

使用者の氏名が変更になると き 支払者の氏名が変更になると き	電話にてご連絡ください。 連絡先 【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3 を除く）午前8時30分～午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。
口座振替納付をご利用で、口座名義に 変更があった場合	金融機関の窓口で口座名義を変更していただき、変更後、上記【上下水道お客様サービスセンター】 にご連絡ください。

### 静岡市まちづくり公社（3階） (市営住宅)

054-221-1253

婚姻等により氏名に変更が生じた場合	【備考】 戸籍住民課で届出後、異動届の提出（用紙は3階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 世帯全員が記載されている住民票で氏の変更の確認ができるもの（続柄・本籍記載） <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）
-------------------	--

### 廃棄物対策課（13階）

浄化槽推進係 054-221-1264

し尿くみ取り世帯の世帯主が 氏名を変更した場合	【届出人】 本人又は家族（電話でも可）
----------------------------	---------------------

### 市民自治推進課（15階）

自治活動支援係 054-221-1265

戦傷病者手帳を持っている人が 氏名変更した場合	【備考】 戦傷病者異動等届を提出 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 氏名を変更したことが確認できる戸籍 <input type="checkbox"/> 未使用の乗車券引換証（ある人のみ） <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類
----------------------------	--

## 戸籍管理課（15階）

靈園・斎場係 054-221-1297

愛宕・沓谷・沼上・清水大平山 靈園利用者（名義人）の氏名が 変更になった場合	<b>【備 考】</b>	届出後、戸籍管理課へお越しください。 市営墓地利用者氏名変更届出書をお渡しします。 ※後日、下記のものを提出または郵送していただきます。 ※清水大平山靈園ご利用の方は、清水区役所4階地域総務課での手続きとなります。
	<b>【持ち物】</b>	<input type="checkbox"/> 市営墓地利用者氏名変更届出書 <input type="checkbox"/> 市営墓地利用許可証 <input type="checkbox"/> 氏名が変更になったことがわかる戸籍
市営納骨堂利用者（名義人）の氏名が 変更になった場合	<b>【備 考】</b>	届出後、戸籍管理課へお越しください。 市営納骨堂利用者氏名変更届出書をお渡しします。 ※後日、下記のものを提出または郵送していただきます。
	<b>【持ち物】</b>	<input type="checkbox"/> 納骨堂利用者氏名変更届出書 <input type="checkbox"/> 納骨堂利用許可証 <input type="checkbox"/> 氏名が変更になったことがわかる戸籍

## 庁舎外

<b>動物愛護センター</b>	静岡市葵区産女953番地 動物愛護第1係（葵区・駿河区）054-278-6409
	静岡市清水区役所2階 動物愛護第2係（清水区）054-354-2403
	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 蒲原支所地域振興係（清水区蒲原）054-385-7730
犬の飼い主として登録してある人の 氏名が変更になった場合	<b>【届出人】</b> 本人または家族が届出。（電話でも可） ※マイクロチップが装着された犬の場合、市への届出が不要になる場合があります。

## 市立図書館各館

図書館カードの交付を受けている人 の氏名が変更になった場合 ※市外局番（054）	<b>【届出人】</b> 本人又は家族 ※電子申請サービスからも申請が可能です																							
	<b>【持ち物】</b> <input type="checkbox"/> 証明書（姓の変更は、証明書不要）																							
	<b>【連絡先】</b> <table><tr><td>【中 央】</td><td>247-6711</td><td>【御 幸 町】</td><td>251-1868</td><td>【藁 科】</td><td>278-4100</td></tr><tr><td>【南 部】</td><td>288-2151</td><td>【西 奈】</td><td>265-2556</td><td>【長 田】</td><td>259-7878</td></tr><tr><td>【北 部】</td><td>653-1817</td><td>【麻 機】</td><td>248-5035</td><td>【美 和】</td><td>296-6501</td></tr><tr><td>【清水中央】</td><td>354-1331</td><td>【清水興津】</td><td>360-4311</td><td>【蒲 原】</td><td>388-3456</td></tr></table>	【中 央】	247-6711	【御 幸 町】	251-1868	【藁 科】	278-4100	【南 部】	288-2151	【西 奈】	265-2556	【長 田】	259-7878	【北 部】	653-1817	【麻 機】	248-5035	【美 和】	296-6501	【清水中央】	354-1331	【清水興津】	360-4311	【蒲 原】
【中 央】	247-6711	【御 幸 町】	251-1868	【藁 科】	278-4100																			
【南 部】	288-2151	【西 奈】	265-2556	【長 田】	259-7878																			
【北 部】	653-1817	【麻 機】	248-5035	【美 和】	296-6501																			
【清水中央】	354-1331	【清水興津】	360-4311	【蒲 原】	388-3456																			
※加入している健康保険の種類によって、別途書類が必要になる場合があります。																								

## 保健所 保健所総務課

疾病対策係 054-249-3177

特定医療（指定難病）受給者が氏名を変更した場合	<b>【届出人】</b> 本人または家族（事前に担当にお問合せください。）
	<b>【持ち物】</b> <input type="checkbox"/> 特定医療（指定難病）受給者証 <input type="checkbox"/> 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） ※加入している健康保険の種類によって、別途書類が必要になる場合があります。
小児慢性特定疾病医療受給者が氏名を変更した場合	<b>【届出人】</b> 本人または家族（事前に担当にお問合せください。）
	<b>【持ち物】</b> <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 <input type="checkbox"/> 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） ※加入している健康保険の種類によって、別途書類が必要になる場合があります。
自立支援医療（育成医療）受給者が氏名を変更した場合	<b>【届出人】</b> 本人または家族（事前に担当にお問合せください。）
	<b>【持ち物】</b> <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（育成医療） <input type="checkbox"/> 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） ※加入している健康保険の種類によって、別途書類が必要になる場合があります。
未熟児養育医療受給者が氏名を変更した場合	<b>【届出人】</b> 家族（事前に担当にお問合せください。） <b>【持ち物】</b> <input type="checkbox"/> 養育医療券 <input type="checkbox"/> 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） ※加入している健康保険の種類によって、別途書類が必要になる場合があります。
被爆者健康手帳を持っている人が氏名を変更した場合	<b>【届出人】</b> 本人または家族 <b>【持ち物】</b> <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 戸籍一部事項証明（戸籍抄本） <input type="checkbox"/> 被爆者が手当てを受けている場合は手当証書 <input type="checkbox"/> 被爆者の振込金融機関の口座番号のわかるもの

## 保健所 感染症対策課

予防接種係 054-249-3173

予防接種シールの発行を受けた方が氏名を変更した場合	<b>●</b> 予防接種シールの氏名欄を保護者の方が訂正してください。 <b>●</b> 旧氏名を二重線で消し、余白に新氏名をご記入ください。 <b>【備 考】</b> ※戸籍・住民票の手続きをした日の翌日以降、保健所、保健所清水支所または各保健福祉センターで、新氏名が印字された予防接種シールを発行することもできます。（母子健康手帳を持参してください。）

門屋浄水場内  
中山間地水道課葵区門屋99番地 門屋浄水場  
簡易水道施設係 054-207-9470

市営簡易水道の使用者・支払者の 氏名が変更になるとき 対象区域：井川、日向、坂ノ上	<b>【届出人】</b> 本人又は家族（電話でも可）
---	----------------------------